

9月末でマイナポイント第2弾が終了します

最大20,000円分のポイントがもらえるマイナポイント第2弾

令和5年2月末までにマイナンバーカードの交付申請をした人

マイナポイントの申込みや、ポイントの対象となるチャージ、お買い物の期限は令和5年9月末までです。

締め切り直前には窓口が混雑することが予想されます。カードの受け取りとマイナポイントの申請手続きがお済みでない人はお早めをお願いします。

マイナポイント制度全般や予約操作方法などに関すること

マイナンバー総合フリーダイヤル (☎0120-95-0178)

※音声ガイダンスに従い「5番」を選択してください。

マイナポイントに関すること

情報システム課 (☎0848-38-9308)

マイナンバーカードの交付申請・マイナポイント支援窓口に関すること
市民課 (☎0848-38-9166)

手話通訳者が窓口でお手伝いします

9月19日(火)、10月17日(火)

13:00~16:00

手話通訳が必要な人は社会福祉課窓口へお越しください。

市役所本庁での手続きなどをお手伝いします。

※来庁時間が分かる場合は事前にお知らせください。

社会福祉課 (☎0848-38-9124・☎0848-38-9206)

s-fukusi@city.onomichi.hiroshima.jp



上下水道料金のインボイス対応について(事業者向け)

10月からインボイス制度が開始されます。これに伴いインボイス登録番号を掲載する等、各種様式を変更しますので、消費税の仕入税額控除を行う課税事業者はご確認をお願いします。

また、農業集落排水・漁業集落排水をご利用の人へも新たに領収済通知書等を送付します。

インボイス登録番号	尾道市上下水道局	水道事業会計	T9-8000-2000-1244
		下水道事業会計	T1-8000-2000-1243



【9月検針分から】・使用水量のお知らせ

【10月発送分から】・上下水道料金等納入通知書

- ・領収済通知書等(御調下水道口座振替)
- ・領収済通知書等(農業集落排水口座振替)
- ・領収済通知書等(漁業集落排水口座振替)

上下水道局経営総務課 (☎0848-29-3411)



低所得世帯応援給付金(3万円)の申請はお済ですか?

エネルギー・食料品価格等の物価高騰による負担増を踏まえ、家計への影響が大きい低所得世帯に対し、低所得世帯応援給付金を支給しています。

申請期限を過ぎると給付金は支給できませんので、期限までに必ず提出してください。



給付金額 1世帯あたり3万円

給付(1)~(4)のいずれか1回限りの給付です。

(1) 令和4年度住民税非課税世帯

① 5万円給付金(価格高騰緊急支援給付金)を受給した世帯のうち、一定の要件を満たす世帯

② ①以外の世帯

(2) 令和5年度から新たに住民税が非課税になった世帯

(3) 令和5年度住民税均等割のみ課税世帯

(4) 家計急変世帯

令和5年6月1日時点で尾道市に住民票があり、令和5年1月から8月の間で予期せず収入が減少し、世帯員全員の住民税が非課税水準以下になった世帯

申請方法

(1)-① 5月31日(水)に振込済です。

(1)-②、(2)、(3)

対象と思われる世帯の世帯主へ、確認書を送付しています。必要事項を記入し、同封の返信用封筒で返送してください。

(4) 申請が必要です。コールセンターにご連絡ください。申請書と返信用封筒を送付します。様式は、市HPにも掲載しています。必要書類(申請書、簡易な収入見込額の申立書、収入を証明する書類、本人確認書類、口座確認書類のコピーなど)を返信用封筒で返送してください。

申請期限 9月29日(金)【消印有効】

送付先 〒722-8501 久保一丁目15-1
低所得世帯応援給付金担当

低所得世帯応援給付金コールセンター (☎0120-77-4302/8:30~17:15 ※土・日・祝日を除く。)

年金生活者支援給付金制度について

この制度は、公的年金等の収入やその他の所得額が一定基準額以下の、年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。

受け取りには請求書の提出が必要です。(ただし、すでにこの給付金を受け取られている人は、改めての手続きは不要です。) ご案内や事務手続きは、日本年金機構(年金事務所)が実施します。

対象となる人

■ 老齢基礎年金を受給している人

- 以下の要件をすべて満たしている必要があります
- ・65歳以上である
- ・世帯員全員が市町村民税が非課税となっている
- ・年金収入額とその他所得額の合計が約88万円以下である

■ 障害基礎年金・遺族基礎年金を受給している人

- 以下の要件を満たしている必要があります
- ・前年の所得額が約472万円以下である

請求手続き

① 新たに年金生活者支援給付金を受け取れる人

受け取りの対象者には、日本年金機構より、9月初旬頃から請求可能な旨のお知らせが送付されます。同封のはがき(年金生活者支援給付金請求書)に記入し提出してください。令和6年1月4日までに請求手続きが完了しますと、令和5年10月分からは自動的に受け取ることができます。



①の人にはこの封筒でお送りします。

② 年金を受給しはじめる人

年金の請求手続きと併せて年金事務所または市役所で請求手続きをしてください。

ねんきんダイヤル (☎0570-05-4092 (ナビダイヤル))

年金給付金

検索



■料金や申込方法の記載のないものは無料または申込不要です。 日時・期間 申込方法 申込先 場所 対象 内容 料金 持ち物 電子メール HP ホームページ